

書類の説明

《内容説明》

- ・管理する麻薬に事故があった場合の届出

《提出書類》

- ・麻薬事故届

《留意事項》

- ・麻薬取扱者は、所有し、又は管理する麻薬に事故が生じたときは、その麻薬の品名及び数量その他事故の状況を明らかにするために必要な事項をすみやかに届け出る必要があります。
- ・事故の内容としては、破損、蒸発、流失、焼失、喪失、盗難、紛失等があります。
- ・盗難、紛失等緊急を要する場合は、電話等により薬務行政室又は県立保健所へ連絡してください。
- ・事故発生の状況の欄には、事故発生年月日、時間、場所、関係者氏名、原因、事故の種類（滅失、盗難、所在不明、破損等）、回収の有無等事故の状況を詳細かつ具体的に記載してください。
- ・アンプル注射剤の破損等による流失事故で一部でも回収できた麻薬については、事故および経過を詳細に記入した麻薬事故届を提出することで、あらためて麻薬廃棄届や調剤済麻薬廃棄届を提出する必要はありません。この場合、麻薬事故届の「事故発生の状況」欄に、回収の上廃棄した麻薬の量及び廃棄の方法を括弧書きで記載してください。

※処理欄

麻薬事故届

免許証の番号	第	号	免許年月日	年	月	日
免許の種類						
麻薬業務所	所在地					
	名称					
事故が生じた麻薬		品名	数量			
事故発生の状況						
〔事故発生年月日〕 〔場所、事故の種類〕						
上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。						
年 月 日						
住 所						
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)						
フリガナ 氏 名						
(法人にあっては、名称)						
長崎県知事			様			

(注意1) 届出者は、麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬研究者、麻薬卸売業者、麻薬小売業者となること。

(注意2) ※欄には記載しないこと。

※

※受付欄

※保健所受付欄